

重要事項説明書

(通所介護)

利用者： _____ 様

事業者： _____ 上目黒診療所

通所介護・介護予防・総合事業 重要事項説明書

[2025年1月1日現在]

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3715-2272
担当 生活相談員 山城 竹村 澁川
受付時間 土曜日、日曜日及び年末年始（12/31～1/3）を除く
月曜日～金曜日及び祝日 9時～17時

2 通所介護の概要

(1) 送迎できる範囲

名 称	上目黒診療所（通所介護）
所 在 地	東京都目黒区上目黒4-4-21
事 業 所 番 号	1371001395
送迎サービスを提供する対象地域	目黒区 品川区 世田谷区

(2) 職員の体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者	介護福祉士	1（兼務）		管理業務	1
生活相談員	介護福祉士	3（兼務）		相談業務	3
看 護 職 員	看護師		1	看護業務	1
機能訓練指導員	看護師		1（兼務）	機能訓練	1
介 護 職 員	介護福祉士	3（兼務2）	1	介護業務	4
	介護職員		1	介護業務	1

(3) 設備等

定 員	28人	静養室	1
食堂兼機能訓練室	1室 94㎡	相談室	1
浴 室	一般浴槽 2槽	送迎車	4台

(4) 営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日及び祝日 8時30分～17時30分
定 休 日	土曜日、日曜日及び年末年始（12/31～1/3）

3 提供するサービス内容等

- ① アクティビティサービス 各種体操・脳トレ・ゲーム・手工芸等
- ② 機能回復訓練 歩行訓練・関節拘縮予防訓練等
- ③ 身体介護 排泄・清拭・移動・更衣等
- ④ 食事の提供 おかゆ・刻み食等、状態に合わせて随時対応
- ⑤ 入浴
- ⑥ 送迎

4 料金

(1) 別紙利用料金

(2) 利用料金の支払方法

契約時、自動口座振替の手続きをお願いしております。

当月の利用料金請求書を原則、翌月 1 5 日までにお渡ししますので、口座自動振替により翌月 2 2 日（金融機関休業日は翌営業日）にお支払いいただきます。

口座自動振替手続きが完了するまでの料金や残高不足等による未収金が発生したときは、現金での支払いをお願いします。

口座引き落とし（お支払い）を確認させていただき領収書を発行します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの開始

事前に介護支援専門員と相談いただいた上で、通所介護依頼後に契約を結び、通所介護計画書を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知します。

③契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ・利用者が施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合や介護保険被保険者資格を喪失した場合

④その他

次の場合は、事業者と利用者は文書で通知することにより、直ちに契約を解約することができます。

- ・当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払う催告したにもかかわらず 1 4 日以内に支払いがない場合
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3 ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態である場合
- ・利用者や家族等が、当事業所やサービス従業者、または他の利用者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為等を行った場合

6 緊急時の対応方法及び健康上の理由による中止等

主治医	医療機関	
	連絡先	
ご家族	氏名・続柄	
	緊急連絡先	

- ・発熱、感染症、病気等の際はサービスをお断りすることがあります。
- ・サービス利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その際は、ご家族に連絡の上、対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

7 苦情に対する措置に関する事項

(1) 当事業所利用者相談・苦情等窓口

電話 03-3715-2272

担当 生活相談員 山城 竹村 澁川

受付時間 土曜日、日曜日及び年末年始（12/31～1/3）を除く
月曜日～金曜日及び祝日 9時～17時

(2) 当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

目黒区 介護保険課 介護保険管理係 03-5722-9574

品川区 高齢者福祉課 支援調整係 03-5742-6728

世田谷区 保健福祉政策課 指導・サービス向上担当 03-5432-2385

東京都 国民健康保険団体連合会苦情相談窓口専用 03-6238-0177

(3) 円滑及び迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

- ・利用者等からの苦情の申出があった場合は、利用者の人格、人権を尊重し、個人のプライバシーを守り、双方にとって意義のあるものになるよう、迅速積極的に、社会性客観性を確保した苦情解決を図ります。
- ・原則として生活相談員が対応し、管理者を中心として、相談・苦情のための会議を開催し、問題点の整理と洗い出し及び今後の改善策についてその概要をまとめ、同様の苦情等が再度起こらぬよう、事業所内への周知徹底を図ります。

8 虐待防止のための措置に関する事項

虐待防止に関する責任者を選任します。

虐待防止責任者 竹村 奈苗

目黒区の高齢者虐待相談・通報窓口

- ・北部包括支援センター 03-5428-6891
- ・東部包括支援センター 03-5724-8030
- ・中央包括支援センター 03-5724-8066
- ・西部包括支援センター 03-5701-7244
- ・南部包括支援センター 03-5724-8033
- ・高齢福祉課 高齢者支援係 03-5722-9352

9 当事業所の概要

名称・法人種別	目黒医療生活協同組合 生協法人
代表者役職氏名	理事長 須田 夏生
所在地	目黒区上目黒4-4-21
電話番号	03-3716-2258
事業所等	上目黒診療所（診療所・通所介護） 西小山診療所（診療所） ケアプラン上目黒・西小山診療所（居宅介護支援） かみよん訪問看護ステーション（訪問看護） ヘルパーステーション目黒医療生協（訪問介護）